

# 重要事項説明書

社会福祉法人 福角会  
福角会ホームヘルプサービス事業所  
(移動支援)

い どう し え ん じ ゅ う よ う じ こ う せ つ め い し ょ  
移動支援重要事項説明書

い どう し え ん て い き よ う と う じ ぎ ゃ う し ょ り よ う し ゃ お よ り よ う し ゃ か ぞ く こ う け ん に ん と う い か か ぞ く  
移動支援の提供にあたり、当事業所が利用者及び利用者の家族や後見人等（以下、「家族  
等」といいます。）に説明すべき事項は次のとおりです。

1. じ ぎ ゃ う し ょ け い え い ほう じ ん が い よ う  
1. 事業所経営法人の概要

|                             |                                                                |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------|
| めい しょう<br>名 称               | ふくずみかい<br>福角会                                                  |
| ほう じん しゅ べつ<br>法 人 種 別      | しゃかいふくしほうじん<br>社会福祉法人                                          |
| ほう じん しょ ざい ち<br>法 人 所 在 地  | え ひ め け ん ま つ や ま し ふ く ず み ち ょ う こ う ばん ち<br>愛媛県松山市福角町甲1829番地 |
| で ん ばん ごう<br>電 話 番 号        | 0 8 9 - 9 7 8 - 5 8 5 5                                        |
| だい ひょう しゃ し めい<br>代 表 者 氏 名 | り じ ち ょ う や ま さ き た か し<br>理 事 長 山 崎 隆                         |

2. じ ぎ ゃ う し ょ が い よ う  
2. 事業所の概要

|                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| めい しょう<br>名 称                                              | ふくずみかい ほ ー む へ る ぶ さ ー び す じ ぎ ゃ う じ ょ<br>福角会ホームヘルプサービス事業所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| し ょ ざ い ち<br>所 在 地                                         | え ひ め け ん ま つ や ま し うち み や ち ょ う 2 0 0 7 ばん ち<br>愛媛県松山市内宮町2007番地5                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| かん り しゃ し めい<br>管 理 者 氏 名                                  | う つ の み や ひ ろ ひ と<br>宇都宮 浩人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| で ん ばん ごう<br>電 話 番 号                                       | 0 8 9 - 9 7 8 - 7 7 7 8<br>つう じ ょ う え い ぎ ゃ う じ か ん が い け い た い で ん わ<br>通 常 営 業 時 間 外 携 帯 電 話 0 9 0 - 8 9 7 1 - 1 8 9 0                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| ふ あ つ く す め ー る<br>FAX・メール                                 | ふ あ つ く す<br>FAX : 0 8 9 - 9 7 8 - 7 7 7 6<br>め ー る<br>メ ー ル : chiiki-shien@theia.ocn.ne.jp                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| し き ゅ う け っ て い し ち ょ う そ ん<br>支 給 決 定 市 町 村               | ま つ や ま し と べ ち ょ う さ い じ ょ う し く ま こ う げ ん ち ょ う い よ し<br>松 山 市 砥 部 町 西 条 市 久 万 高 原 町 伊 予 市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| し て い ね ん が つ び<br>指 定 年 月 日                               | へ い せ い ね ん が つ に ち<br>平 成 1 8 年 1 0 月 1 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| も く て き<br>目 的                                             | おく が い い ど う こ ん な ん り ょ う し ゃ り ょ う し ゃ し ん た い た<br>屋 外 で の 移 動 が 困 難 な 利 用 者 に つ い て 、 利 用 者 の 身 体 そ の 他 の<br>じ ょ う き ゃ う お よ お お かん き ゃ う お う て き せ つ が い し ゅ つ え ん じ ょ<br>状 況 及 び そ の 置 か れ て い る 環 境 に 応 じ て 、 適 切 な 外 出 の 援 助<br>お こ な ち い き じ り つ せ い か つ お よ し ゃ か い き ん か う な が な ど え ん か つ<br>を 行 い 、 地 域 に お け る 自 立 生 活 及 び 、 社 会 参 加 を 促 す 等 円 滑 な<br>が い し ゅ つ え ん じ ょ も く て き<br>外 出 の 援 助 を 目 的 と し ま す 。 |
| う ん え い ほう し ん<br>運 営 方 針                                  | り ょ う し ゃ じ り つ に ち じ ょ う せ い か つ ま た し ゃ か い せ い か つ い と な む<br>利 用 者 が 自 立 し た 日 常 生 活 又 は 社 会 生 活 を 営 む こ と が で き る よ<br>う 、 当 該 利 用 者 の 身 体 そ の 他 の 状 況 及 び そ の 置 か れ て い る<br>かん き ゃ う お う じ が い し ゅ つ じ い ど う ち ゅ う か い ぎ て き せ つ こ う か て き<br>環 境 に 応 じ 、 外 出 時 に お け る 移 動 中 の 介 護 を 適 切 か つ 効 果 的 に<br>お こ な う<br>行 う も の と す る 。                                                                                 |
| だい さん し ゃ ひ ゃ う か じ っ し じ ょ う き ゃ う<br>第 三 者 評 価 の 実 施 状 況 | じ っ し う む あり<br>実 施 の 有 無 : 有<br>じ っ し び れ い わ ね ん が つ に ち に ち<br>実 施 日 : 令 和 7 年 1 月 27 日 ・ 28 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

|                      |                                                                                                                                                     |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                      | じっしきかん なまえ しゃかいふくしほうじん えひめけんしゃかいふくしきょうぎかい<br>実施機関の名称：社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会<br>けっかの かいじじょうきょう ほうじんほーむぺーじ<br>結果の開示状況：法人ホームページ<br>(http://hukuzumikai.com) |
| じ こ ひょう か<br>自 己 評 価 | じっし う む あり<br>実施の有無：有                                                                                                                               |

### 3. サービスの実施地域及び営業日・時間

- ① 実 施 地 域：松山市（島諸部は除く）
- ② 営 業 日：日曜日から土曜日（ただし祝日、年末年始を除く）
- ③ 営 業 時 間：午前8時30分～午後5時30分（サービス提供時間も同様）
- \* 上記営業日・営業時間のほか、電話により24時間連絡が可能な体制とします。

【サービス提供責任者：菅 090-8971-1890】

【サービス提供責任者：山崎 090-5147-1463】

### 4. 従業者の体制

|                                                                    | じょう きん<br>常 勤 | ひじょうきん<br>非 常 勤 | ごうけいいんすう<br>合計員数 | び 備<br>考                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------|---------------|-----------------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| かん り しゃ<br>管 理 者                                                   | 1 名           | —               | 1 名              |                                                                                                                                                    |
| サービス提供責任者                                                          | 3 名           | —               | 3 名              | かいご ふくし し めい<br>介護福祉士 3 名<br>こうどうえん ごゆうしかくしゃ めい<br>行動援護有資格者 3 名<br>どうこう えんご ゆう しかくしゃ めい<br>同行 援護 有 資格者 2 名<br>おうよう いっぱんかていしゅうりょうしゃ<br>（応用・一般課程修了者） |
| きょ たく かい ご じゅうじ しゃ<br>居 宅 介 護 従 事 者                                |               | 11 名            | 11 名             |                                                                                                                                                    |
| かい ご ふく し し<br>介 護 福 祉 士                                           | —             | 5 名             | 5 名              |                                                                                                                                                    |
| かい ご いん じつ む しゃ けん しゅう<br>介 護 員 実 務 者 研 修<br>(ヘルパー1級) 課程修了者        | —             | 1 名             | 1 名              |                                                                                                                                                    |
| かい ご しょく いん しよ にん しゃ けん しゅう<br>介 護 職 員 初 任 者 研 修<br>(ヘルパー2級) 課程修了者 | —             | 5 名             | 5 名              |                                                                                                                                                    |
| かん ご し<br>看 護 師                                                    | —             | 1 名             | 1 名              | かん ご し めん きょ きゅう しゃ さい けい<br>看護師免許1級者再掲                                                                                                            |
| じょうき うちこうどうえんご<br>上 記 の 内 行 動 援 護<br>有 資 格 者                       | —             | 5 名             | 5 名              |                                                                                                                                                    |
| じょうき うちどうこうえんご<br>上 記 の 内 同 行 援 護<br>有 資 格 者                       | —             | 8 名             | 8 名              |                                                                                                                                                    |

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

### (1) 「移動支援計画」とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から「移動支援計画」を定めて、サービスを提供いたします。「移動支援計画」は、市町村が決定した「支給量」と利用者及び家族等の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「移動支援計画」は、利用者や家族等に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

#### 〈サービス区分及びサービス内容〉

##### ① 移動支援計画の作成

##### ② 移動支援

(知的障害や視覚障害がある方及び脳性まひなどの全身性障害がある方など屋外での移動に著しい制限のある方を対象としたサービスです。)

官公庁や銀行等の公共機関への用務等、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の援助を行います。

※一日の範囲内で用務を終えるものを原則とし、通勤・営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出の介助は行いません。

### (2) 利用料金 (利用者負担額)

上記のサービスの利用に対しては、通常9割が地域生活支援給付費の給付対象となります。事業者は、地域生活支援給付費の9割を代理受領し、利用者又は家族等は、利用者負担分として残りの金額を事業所にお支払いいただきます。

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

#### ＜2人のヘルパーにより訪問を行った場合＞

- 1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者及び家族等の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

#### ＜利用者負担額の上限等について＞

- 地域生活支援事業の利用者負担額には上限が定められています。

\* 上記のサービスと介護給付費対象のサービスを併用される場合の利用者負担額の上限は一本化されます。

- 利用者及び家族等のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に

せんにな ばあい さーび すりようかいし さい むね もう で  
選任される場合には、サービス利用開始の際に、その旨をお申し出ください。

じゅきゅうしゃしょう じょうげんかん りたいしょうしゃらん がいとう きさい かた  
\*受給者証の上限管理対象者欄に該当の記載がある方のみ

### (3) サービス利用にかかる実費負担額

さーび すていきょう よう か き ひよう ちいきせいかつし えんきゅうふひ たいしょう  
サービス提供に要する下記の費用は、地域生活支援給付費の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- さーび す じっしちいきがい じゅうぎょうしゃ うかが ばあい かたみちいちきろめーとるごと  
サービス実施地域外へ 従業者がお伺いした場合、片道 1 k m 毎に 5 0  
えん こうつうひ ふたん  
円の交通費をご負担いただきます。
- いどうしえんなど へる ばー こうどう ばあい こうきょうこうつうきかん りようりょう こうきょうしせつ  
移動支援等でヘルパーと行動する場合、公共交通機関の利用料、公共施設  
への入 場 料または使用料等、ヘルパー分もご負担いただきます。
- けいやくしきゅうりょう こ さーび すていきょう おこな ばあい じっぴ  
契約支給量を超えてサービス提供を行った場合には実費をいただきます。
- いどうしえん さーび す じっしちゅう きんきゅう や え ばあい たいおう  
移動支援サービス実施中における、緊急止むを得ない場合の対応について  
は、自費サービスとして下記の費用をご負担いただきます。

じ ひ さーび す ふん あ えん  
自費サービス：1 5 分あたり 5 0 0 円

3 0 分あたり 1 0 0 0 円

4 5 分あたり 1 5 0 0 円

1 時間あたり 2 0 0 0 円

じかん いじょう ばあい ふん えん ついか ふたん  
：1 時間以上の場合は 1 5 分ごとに 5 0 0 円を追加でご負担  
いただきます。

- その た じ ひ さーび すりよう かか ひよう こうつうひ ちゅうしゃじょうだい  
その他、自費サービス利用に関わる費用（交通費・駐車場代など）につい  
ては別途請求致します。

### (4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

ぜん き およ りょうきん ひよう げつ けいさん せいきゅう よくよくつき  
前記(2)及び(3)の料金・費用は1か月ごとに計算し、ご請求の上、翌々月  
1 0 日に あらかじ してい いただ ぎんこうこうざ い よ ぎんこう えひめぎんこう じどう ひ  
予 め指定して 頂いた銀行口座(伊予銀行または愛媛銀行)より自動引  
き落としされます。(1 かに げつ み きかん さーび す かん りようりょうきん  
か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、  
りようじょうきょう もと けいさん きんがく  
利用状況に基づいて計算した金額とします。)

### (5) 利用の中止、変更、追加

- ① りようよていび まえ りようしゃ つごう いどうしえんけいかく さだ さーび す りよう  
利用予定日の前に利用者の都合により、移動支援計画で定めたサービスの利用  
を中止、又は変更することができます。この場合にはサービス実施日の前日 1  
7 時 3 0 分までに事業所に申し出てください。
- ② りようよていび ぜんじつ もう で とうじつ りよう ちゅうし もう で  
利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をさ  
れた場合、取 消 料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但

利用者本人の体調不良等やむをえない場合の事情等は考慮致しますが、ヘルパーが既に出発していた場合は取消料をいただきます。

|                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| 利用予定日の前日までに申し出があった場合  | 無料              |
| 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 | ヘルパー時給相当額（1時間分） |

- ③ 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ④ サービス利用の変更・追加はヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができない場合があります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、必要な調整をいたします。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) ヘルパー（ガイドヘルパー）について

サービス提供時に、担当のヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のヘルパーが交替してサービス提供します。事業所の都合等、何らかの理由により担当のヘルパーが訪問できない場合があります。その際には、交代のヘルパーを派遣するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者及び家族等から特定のヘルパーを指名することはできませんが、ヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、サービス提供責任者にご遠慮なく相談下さい。

### (2) サービス提供について

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（ヘルパーが利用者及び家族等の要件で事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。）

### (3) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかにヘルパーにお知らせください。また、担当ヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

### (4) 緊急時の対応

事業所の従業員がサービス提供を行っている際に、利用者に病状の急変が生じた場合及び、その他必要な場合は、利用者のかかりつけの医療機関又状況

におう きゅうきゅういりようき かん れんらくなど ひつよう そ ち おこな  
に 応じて 救 急 医療機関に連絡等の必要な措置を 行 うとともに、家族等に連絡を  
します。

(5) ヘルパーの禁止行為

ヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為

② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書等の預かり

③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受

④ ご契約者の家族等に対するサービス提供

⑤ 飲食及び喫煙(昼食時を挟む外出時等で利用者及び家族等の同意を得た場合を除く)

⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

7. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者又は家族等にその内容のご確認をいただきます。内容に間違いや、ご意見があれば、いつでもお申し出ください。なお、移動支援計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者及び家族等の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者及び家族等の負担となります。)

8. 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 保険会社名 | 社会福祉法人 全国社会福祉協議会        |
| 保険名   | しせつの損害補償                |
| 補償の概要 | 業務中の事故賠償補償 個人情報漏えい対応補償等 |
| 保険会社名 | A I U損害保険(株)            |

保 険 名 : 個人情報漏洩保険  
補償の概要 : 個人情報漏洩対応補償等

\*補償の対象とならない場合もあります

## 9. 苦情の受付について

### ①苦情申立先

| ふくずみかいほーむヘルプサービス事業所の受付窓口            |                                      |                              |                                  |              |
|-------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|----------------------------------|--------------|
| 担当者                                 | 職名・役職名                               | 氏名                           | 住所                               | 電話番号         |
| 受付けたんとうしや<br>受付担当者                  | さーびすていきようせきにんしや<br>サービス提供責任者         | かん ひでき<br>菅 英樹               | まつやましうちみやちようばんち<br>松山市内宮町2007番地5 | 089-978-7778 |
| だいさんしやいいん<br>第三者委員                  | ふく ずみ かい かん じ<br>福 角 会 監 事           | かわなか くにかず<br>川中 国和           | まつやましほうじょうつじ<br>松山市北条辻637-11     | 089-993-3104 |
|                                     | ふく ずみ かい ひょう ぎ いん<br>福 角 会 評 議 員     | よろず き し お<br>萬 喜志男           | まつやましふくずみちようこう<br>松山市福角町 甲633-1  | 089-979-0805 |
|                                     | せん にん かい にん い いん<br>選 任 ・ 解 任 委 員    |                              |                                  |              |
| かいけつせきにんしや<br>解決責任者                 | かん り しゃ<br>管 理 者                     | うつのみやひろひと<br>宇都宮浩人           | まつやましうちみやちようばんち<br>松山市内宮町2007番地5 | 089-978-7778 |
| ぎょうせいとう うけつけ かん<br>・ 行政等の受付機関       |                                      |                              |                                  |              |
| 機 関                                 | 名                                    | 住所                           | 電話番号                             |              |
| え ひめ けん<br>愛 媛 県                    | ほけんふくし ぶ しょう かく し か<br>保健福祉部 障 がい福祉課 | まつやましいちばんちよう<br>松山市一番町 4-4-2 | 089-912-2420                     |              |
| まつ やま し<br>松 山 市                    | ほけんふくし ぶ しょう かく し か<br>保健福祉部 障 がい福祉課 | まつやましにばんちよう<br>松山市二番町 4-7-2  | 089-948-6719                     |              |
| え ひめけんしやかいふくしきよう ぎ かい<br>愛媛県社会福祉協議会 | うんえいてきせい かい いんかい<br>運営適正化委員会         | まつやましもちだちよう<br>松山市持田町3-8-15  | 089-998-3477                     |              |

## 10. 虐待防止に関する窓口

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止の為に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、「居宅介護サービス」の提供にあたり、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (5) 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討等を行います。

じぎょうしょない ぎやくたいうけつけまどぐち  
【事業所内の虐待受付窓口】

| たんとうしゃ<br>担当者             | し めい<br>氏 名    | じゅう しょ<br>住 所                      | でん わ ばん ごう<br>電 話 番 号 |
|---------------------------|----------------|------------------------------------|-----------------------|
| ぎやくたいぼうしせきにんしゃ<br>虐待防止責任者 | かん ひでき<br>菅 英樹 | まつやましうちみやちよう ばんち5<br>松山市内宮町2007番地5 | 089-978-7778          |

ぎょうせいきかん ぎやくたいうけつけまどぐち  
【行政機関の虐待受付窓口】

|                                                                                            |                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| えひめけんしょう しやけんりようごせんたー<br>愛媛県障がい者権利擁護センター                                                   | しよざいち まつやましいちばんちよう ちょうめ<br>所在地 松山市一番町4丁目4-2<br><br>でんわばんごう 089-933-1577<br>電話番号 |
| まつやましほけんふくしぶしょう ふくしか<br>松山市保健福祉部障がい福祉課<br><br>まつやまししょう しやぎやくたいぼうしせんたー<br>(松山市障がい者虐待防止センター) | しよざいち まつやましにばんまち4-7-2<br>所在地 松山市二番町4-7-2<br><br>でんわばんごう 089-948-6849<br>電話番号    |

## 1 1. しんたいこうそく きんし 身体拘束の禁止

- (1) 事業所は、「移動支援」の提供にあたっては、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、利用者本人または他人の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合には「身体拘束に関する説明書」に利用者・家族の同意を得た時のみ、その条件と期間内にて必要最小限の範囲で身体拘束等を行うことがあります。
- (2) 事業所はやむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとします。
- (3) 事業所は身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図ることとします。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針については、社会福祉法人福角会人権侵害防止規定に記載の通りとします。
- (5) 従業者に対して、身体拘束等の適正化のための研修会を定期的に実施することとします。

令和 年 月 日

指定ホームヘルプサービスの利用にあたり、契約に際し利用者又は家族等に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所名 福岡会ホームヘルプサービス事業所

説明者職名 氏名 印

私は契約書及び本書面により、これから利用する指定ホームヘルプサービスの重要な事項について、事業所から説明を受けました。

契約者(利用者) 住所 氏名 印

立会人 住所 氏名 印  
本人との関係（ ）